

4 フランス

- (1) 総定数：577 人
- (2) 任期：5 年（解散あり）⁽²⁰⁾
- (3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳⁽²¹⁾
- (4) 選挙制度の分類：小選挙区 2 回投票制

(5) 選挙区

小選挙区 577 区

(i) 県（海外県を含む。）の選挙区 558 区

まず、各県に(ii)及び(iii)を除く定数 558 人を配分し、県内で選挙区割りを行う。政府が区割りを定めるオルドナンス案を作成し、独立委員会の審査を受ける。⁽²²⁾

(a) 各県への定数配分

議員 1 人当たり人口としてある値を定め、各県の人口をその値で除し、商の小数点以下の端数を切り上げた値を各県に配分する⁽²³⁾。

(b) 県内の選挙区割り

各選挙区の人口が当該県の選挙区平均人口から 20% 以上乖離してはならない。

(ii) ニューカレドニア及び憲法第 74 条に基づく海外公共団体の選挙区 8 区

(iii) 在外フランス人の選挙区 11 区⁽²⁴⁾

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

- ① 選挙区ごとに、第 1 回投票で、有効投票総数の過半数、かつ、選挙人数の 4 分の 1 以上の票を得た候補者がいる場合には、その候補者を当選人とする。
- ② ①に該当する候補者がいない場合には、選挙人数の 12.5% 以上の得票者（該当者が 2 人未満の時は、上位 2 人）が 1 週間後の第 2 回投票に進出し、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

²⁰ 総選挙後 1 年間及び大統領が非常措置権限の行使中は解散できない。

²¹ 下院議員及び上院議員の選挙に関する 2011 年 4 月 14 日の組織法律第 2011-410 号により、被選挙権年齢が 23 歳から 18 歳に引き下げられた。

²² 詳細については、只野雅人「投票価値の平等と行政区画」『一橋法学』9 卷 3 号, 2010.11, pp.769-783. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18753/2/hogaku0090300970.pdf>> を参照。

²³ 現在の定数配分では議員 1 人当たり人口を 125,000 人としている。この方式は、フランスでは区切り (tranche) 方式とされているが、これはアダムズ式と同様の考え方である。アダムズ式については、巻末の参考資料を参照。

²⁴ 下院在外フランス人選出議員は、2008 年 7 月の憲法改正によって設けられ、2012 年 6 月の総選挙において初めて選挙された。詳細については、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

5 オーストラリア

(1) 総定数：150人

憲法は、下院の総定数は上院の総定数⁽²⁵⁾の2倍に可能な限り近いものと規定している。議会は、憲法に反しない限り、下院の定数を増減するための法律を定めることができる⁽²⁶⁾。

(2) 任期：3年（解散あり）⁽²⁷⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに18歳

(4) 選挙制度の分類：選択投票制

選挙区ごとに、過半数の票を得た候補者を当選人とする。当該候補者がなければ最低得票者の落選を決定し、その得票を選挙人が投票用紙に記載した選好順位に従い次順位の候補者に移譲する。過半数の得票者を求めてこれを繰り返す制度である。

(5) 選挙区

小選挙区 150区

まず各州、準州及び首都特別地域（以下「州等」という。）に定数を配分し、その定数を基に州等の中で選挙区割りを行う。

(i) 各州等への定数配分

憲法は、各州の定数について、それぞれの人口に比例するものとしつつも、連邦成立当初からの6州については少なくとも5人以上を配分するものとしている⁽²⁸⁾。

各州の具体的な定数配分は次のように定められる⁽²⁹⁾。

- ① 6州の人口⁽³⁰⁾の合計を、その上院議員の定数の合計の2倍の数で除し、基数を求める。
- ② 各州の人口を①で求めた基数で除し、商（整数部分）と剰余を求める。各州には商に相当する定数を配分する。
- ③ ②の剰余が基数の2分の1を超える州には、定数1人を追加する。

²⁵ 現在のの上院の総定数は、76人（6つの州に各12人、1つの準州及び首都特別地域に各2人）である。

²⁶ 実際には、上院の定数を増やす形で下院の定数も増やしている。

²⁷ 憲法上は下院の解散の時期に関する規定はないが、上院（任期6年で3年ごとに半数改選）単独の選挙に費用がかかること、また、政権の信任に直接の関係がない上院議員選挙では政権党に敵しい結果が出ることが多いため、上院議員選挙のみが行われることは少なく、通常は下院も上院議員選挙（上院議員の任期満了1年前から可能）と同日になるように解散されていることから、実質的に下院の解散権が束縛されているという指摘がある。杉田弘也「オーストラリアの二院制—憲法上の規定と現実—」『北大法学論集』64(6), 2014.3, pp.134-135. <http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54911/1/lawreview_vol64no6_11.pdf> 後述の上下両院同時解散総選挙を含め、1974年以降現在まで、上院と下院の選挙は同日に行われている。また、オーストラリアは、上院の権限が強く、上院と下院との間で法案の調整がつかず膠着状態になった場合に上下両院の同時解散が可能であるという特徴があり、過去に6回行われている（1914年、1951年、1974年、1975年、1983年及び1987年）。上下両院同時解散については、杉田 同、pp.123-154; 大曲薫「対称的二院制の現在」『オーストラリア・ラッド政権の1年（総合調査報告書）』〔調査資料2008-5〕国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.44-60. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001807_po_200885.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>参照。

²⁸ 2014年11月に決定された定数配分では、当該規定によりタスマニア州に5人の定数が配分された。

²⁹ 準州及び首都特別地域の配分規定は州の規定より若干複雑であるが、各準州等の人口を①の基数で除した商から定数を導き出すという算出方法は同様である。

³⁰ 基数算出の基となる人口には、準州及び首都特別地域の人口を含まない。

(ii) 州等内の選挙区割り

各州等の中の選挙区割りは、各州等の個別の再区画委員会により行われる⁽³¹⁾。区割りの際には、選挙区内の有権者数が、各州等の登録有権者数を各州等に割り当てられた下院議員の議席数で除して得られた登録有権者基数 (quota of electors) から上下 10% 以内に収まるようにしなければならない。また、実現可能な範囲内で、区割りの見直しから 3 年半経過時点において、選挙区内の有権者数が予測される登録有権者基数から上下 3.5% 以内に収まるようにすることが求められる。

(6) 投票方法

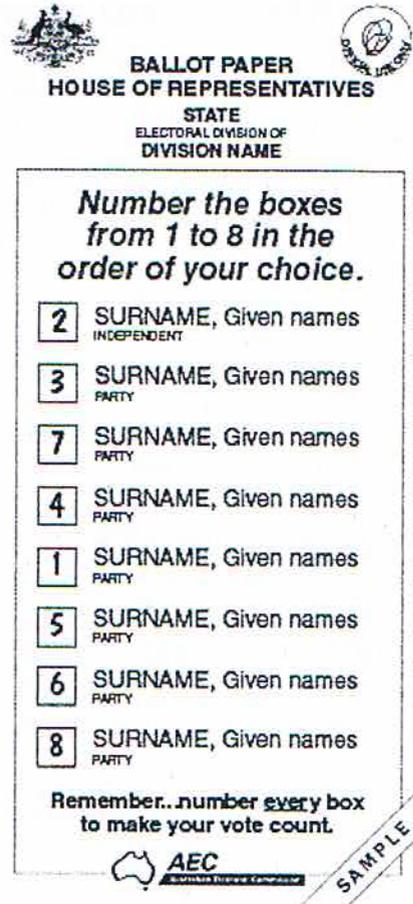
投票用紙にあらかじめ印刷された選挙区の全候補者に 1、2、3…と選好順位を記載して投票する (図 1 参照)。

【義務投票】

選挙において投票を行わなかった有権者には、投票日から 3 か月以内に、違反の通告がなされる⁽³²⁾。

違反の通告を受けた有権者は、指定された期日までに選挙管理官に対して正当かつ十分な理由を示すか、20 オーストラリアドルの反則金を支払うことで、訴追を免れることができる。正当かつ十分な理由がなく支払に応じない場合には、選挙管理委員会が訴訟を提起し、180 オーストラリアドルの罰金が科される⁽³³⁾。

図 1 オーストラリア下院選挙の投票用紙 (見本)



(出典) Australian Electoral Commission, "How to make your vote count," 26 November 2014. <http://www.aec.gov.au/Voting/How_to_vote/how_to_vote.htm>

(7) 当選人 (数) の決定の仕組み

- ① 選挙人が第 1 順位に指定した候補者の得票を集計する。過半数の票を得た候補者がいる場合は、その候補者を当選人とする。
- ② ①において過半数の票を得た候補者がいない場合は、まず、最低得票候補者を落選とし、次に、その得票を除外し、選挙人の指定した候補者の順位に従い、次順位の候補者に移譲する。
- ③ ②による移譲の結果、過半数の票を得た候補者が現れた場合は、その候補者を当選人とする。過半数を得た候補者がいない場合は、過半数の票を得る候補者が現れるまで、この手続を

³¹⁾ ①各州に配分される定数に変更があったとき、②各州内の 3 分の 1 を超える選挙区の登録有権者数が、2 か月を超えて選挙区当たりの平均登録有権者数と 1 割を超える乖離を生じているとき又は③直近の再区画実施から 7 年が経過したときに、選挙区割りの見直しが必要とされる。選挙区割りの詳細については、松尾和成「オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差是正制度」『レファレンス』681 号、2007.10、pp.49-65。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999712_po_068103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

³²⁾ 当該有権者が①死亡している場合、②投票日にオーストラリア国内にいない場合、③投票資格がない場合又は④投票しない正当かつ十分な理由がある場合は、選挙管理官は通告を発する必要がない。

³³⁾ 連邦選挙法上は 50 オーストラリアドルの罰金と規定されているが、1914 年犯罪法の規定により、実際に科される罰金の金額は 180 オーストラリアドルである。なお、罰金額は、同法により、2018 年 7 月 1 日から 3 年ごとに物価調整された金額となる。

繰り返す（表1参照）。

表1 オーストラリア下院選挙における当選人決定の事例

	A 候補	B 候補	C 候補	D 候補	E 候補
第1回 集計	13,788 票 (21.26%) ③	23,215 票 (35.79%) ①	14,688 票 (22.65%) ②	12,312 票 (18.98%) ④	856 票 (1.32%) ⑤ 落選
落選者の得票の移譲	↓ + 269 票	↓ + 229 票	↓ + 98 票	↓ + 260 票	
第2回 集計	14,057 票 (21.67%) ③	23,444 票 (36.15%) ①	14,786 票 (22.80%) ②	12,572 票 (19.38%) ④ 落選	
落選者の得票の移譲	↓ + 6,635 票	↓ + 4,888 票	↓ + 1,049 票		
第3回 集計	20,692 票 (31.90%) ②	28,332 票 (43.68%) ①	15,835 票 (24.41%) ③ 落選		
落選者の得票の移譲	↓ + 12,525 票	↓ + 3,310 票			
第4回 集計	33,217 票 (51.21%) ① 当選	31,642 票 (48.79%) ② 落選			

(注1) 当該事例における有効投票総数は 64,859 票、当選に必要な過半数の票数は 32,430 票である。

(注2) 表中の括弧内の数字は各回集計時における各候補者の得票率を、丸囲みの数字は各回集計時における各候補者の得票の順位を示す。

(出典) Australian Electoral Commission, "Counting the votes for the House of Representatives," 17 July 2015.<http://www.aec.gov.au/voting/counting/hor_count.htm> 掲載の事例（2010年総選挙、タスマニア州デニソン選挙区）を基に筆者作成。

〈主要法令〉

- ・ 1918年連邦選挙法（Commonwealth Electoral Act 1918）<<https://www.comlaw.gov.au/Series/C1918A00027>>